

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの信頼構築、価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、信頼構築、価値協創、生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づき、「ミッションステートメント」の具現化に向けて、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上やさらなる生産性の向上に資するよう、教育訓練等の人材投資に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについて、働きがい創出の各種施策の一部として報酬の見直しを行い、初任給増額や若手社員を中心とした基本給の引き上げ、物価高騰に対応する全社員一律のベースアップ、管理職の手当引き上げに伴う待遇改善等に継続的に取り組むとともに、教育訓練等については、全社員が必須となる知識やスキルの習得を目的とした「全社共通研修」と「部門別研修」「職種別研修」「階層別研修」の全社研修の実施に加え、リスキリング等の各自の状況に応じた知識取得の支援制度や特定分野に特化した専門研修の機会を提供することで、従業員の成長や自己実現の支援に取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言の登録日

【2022年5月18日】

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/11352-07-00-tokyo.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

以上

令和7年10月10日